

Q：対象となる住宅は？

A：建物内部への進入に危険を伴うなどの「著しい老朽化」が進んでいる住宅
(簡易判定表を参照)

Q：対象となる住宅の立地条件は？

A：次のどちらかに該当

- ①国道・県道・町道などに接している
- ②住宅密集地等で、倒壊・破損があった場合に近隣に影響を及ぼすおそれがある

Q：専用住宅以外も実施可能か？

A：利用状況等によるため要照会

Q：申請者自身で解体する場合の補助は？（業者と契約しない場合）

A：補助対象外となる

本事業につきましては、今までにご相談をいただいた案件のうち、過半数の住宅が補助対象外となっています。

事業の趣旨としましては、「空き家」のすべてを対象とするものではなく、第三者に影響を及ぼす可能性のある「老朽住宅」を対象として、除却するものとなっております。

ひとつの判断基準として、「建物内部に入るのが危険な状態」を目安としてください。

(現地確認も外観目視で行い、内部に立ち入ることはありません)

(簡易判定表)

項目	内容	判定
基礎、土台、梁	基礎の沈下、柱の傾斜、梁の腐朽等が複数箇所あり、大規模な修繕工事が必要である	
外壁	下地の剥離や壁体を貫通する穴がある	
屋根	屋根に穴がある、瓦の著しい剥落や大きな変形が認められる。 (雨漏りは、重要な判定項目になりません)	

※実際の判定は基礎の状況や排水設備等を含めた複数の測定基準によります。